

## 成年年齢の引下げに伴う本市成人式の実施について

教育総務課 あいづっこ育成推進室

### 1. 概要

民法の一部改正に伴い、令和4年4月1日から成年年齢が20歳から18歳に引下げられる。

本市の成人式については、令和4年度以降も引き続き20歳を対象とする。

### 2. 対象者

開催年度中に20歳に達する人

※令和4年度は、平成14年4月2日から平成15年4月1日までの間に生まれた人。

### 3. 開催時期

引き続き1月（「成人の日」の前日の日曜日）に実施。

### 4. 対象者を20歳とする主な理由

- (1) 18歳を対象とした場合、進学や就職を控えた時期であり、進路選択に伴う本人や家族の負担が大きいことから、落ち着いた環境のもとで式典に参加できる時期の実施が望ましい。
- (2) 飲酒・喫煙等の法律の制限がなくなるなど、人生の大きな節目となる20歳を迎えた方々をお祝い激励するとともに、社会からの信頼と期待に応えられる社会人となるための自覚を改めて促す機会とする。

### 5. これまでの経過

成人式の実施等については、法律上の定めはなく、各自治体の判断で行われていることから、今年度、関係者による「成人式のあり方懇談会」を開催し、広く意見の聴取を行ってきた。

懇談会では、会津大学短期大学の学生、小中学生・高校生の保護者の視点などから多くの意見が出されたが、20歳での開催を望む意見が出席者の総意であった。

### 6. その他

式典の名称は変更することとし、今後検討の上、開催までに公表する。